

山形広域環境事務組合支出負担行為に関する規則

〔 昭和49年4月
共衛規則第9号 〕

改正 平成4年3月共衛規則第9号 平成7年3月山広環規則第6号
平成13年3月山広環規則第5号 平成17年3月山広環規則第2号
平成27年4月山広環規則第5号

山形広域環境事務組合支出負担行為に関する事項については、支出負担行為に関する規則（昭和39年山形市規則第5号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「山形市事務代決及び専決に関する規程（昭和34年市訓令第2号）」とあるのは「山形広域環境事務組合事務代決及び専決に関する規程（昭和56年共衛訓令第1号）」と、「各課等の長」とあるのは「管理課長及び施設課長」と読み替えるものとする。

（平7規則6、平13規則5、平17規則2、平27規則5・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年3月改正）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月改正）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年3月改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年4月改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。